

公益財団法人横浜市建築保全公社 令和6年度第1回入札等評価委員会 議事概要	
日 時	令和6年9月27日(金) 午後3時00分から午後4時45分まで
開催場所	公益財団法人横浜市建築保全公社 会議室
出席者	川島志保委員長、原田恒敏委員、小林謙二委員
欠席者	なし
議 題	<p><u>1 審議事項</u></p> <p>(1) 抽出結果報告</p> <p>(2) 審議</p> <p>ア 一般競争入札(条件付)に係る抽出案件4件ほか</p> <p>(ア) 十日市場中学校ほか1校照明設備改修工事(ESCO対象工事)</p> <p>(イ) 鶴見区総合庁舎外壁及び防水改修その他工事</p> <p>(ウ) 緑区総合庁舎吸収冷温水機等更新工事</p> <p>(エ) 西土木事務所ほか43施設建築設備定期点検等調査業務委託</p> <p>(オ) その他</p> <p>イ 随意契約に係る抽出案件3件</p> <p>(ア) 名瀬中学校シャッター改修工事</p> <p>(イ) 横浜赤レンガ倉庫1号館ホール音響設備一部更新工事</p> <p>(ウ) 新治小学校給食室改修その他工事(機械)(その2)</p> <p>ウ 業務委託に係る抽出案件1件</p> <p>(ア) 荏田南中学校トイレバリアフリー化改修(建築)に伴う実施設計業務委託</p> <p><u>2 報告事項</u></p> <p>(1) 工事請負に関する契約不適格者の認定の状況等</p> <p>(2) その他</p>
議事内容	<p><u>1 審議事項</u></p> <p>(1) 抽出結果報告</p> <p>審議に先立って、今回の抽出当番である小林謙二委員から、抽出した案件の件名、抽出理由について報告がありました。</p> <p>(2) 審議</p> <p>ア 一般競争入札(条件付)に係る抽出案件4件ほか</p> <p>公社より、一般競争入札(条件付)に係る抽出案件4件ほかに関する質問の回答説明があり、すべて了承されました。</p> <p>(ア) 十日市場中学校ほか1校照明設備改修工事(ESCO対象工事)</p> <p>【委員】契約金額は15年間の電気料金の削減額に応じて回収するのでしょうか。それとも15年間の均等額等で回収するのでしょうか。</p> <p>【公社】ESCO契約上、市が公社に対し15年間の均等払を行うことになっています。</p> <p>【委員】貸付回収金とESCO事業費に差額がある場合は、どのような処理になるのでしょうか。</p> <p>【公社】貸付回収金は、公社がESCO事業を行うための原資となります。このため、</p>

前年度末までに回収できた総額を限度に、ESCO 事業を実施することになります。よって、貸付回収金と ESCO 事業費との差額は、次年度以降の原資として繰越されます。

【委員】維持管理費の低減は、いくら位を見込んでいますか。

【公社】公社が行う ESCO 事業には、維持管理は含まれていません。修理などは一義的に運営主体である学校が行います。通常、工事の契約不適合（瑕疵担保）期間は民法上 1 年とされていますが、公社 ESCO については特約で 3 年としています。3 年間は学校側の故意・過失がない故障等について、公社の費用負担で修理することになります。

【委員】照明器具の更新の範囲はどうなっていますか。

【公社】敷地内（校舎内を含む）の LED 化されていない照明器具をすべて更新します。

【委員】ESCO 対象とすることの利点は何でしょうか。

【公社】横浜市においては、LED 化にかかる多額の工事費等を 15 年間かけて平準化できるため、財政負担が軽減されるという利点があります。公社としても、貸付回収金を活用する ESCO 事業を実施することで、2030 年度までに公共施設の LED 等高効率照明の割合を 100%にするという市の目標に寄与できます。

【委員】公社が ESCO 事業者となる工事は他にもありますか。

【公社】令和 7 年度の学校 LED 化 ESCO 事業についても市から事業検討依頼がきています。現在、ESCO 事業として成立するかどうか、調査・検討を行っているところです。

【委員】事業者となるにあたってどのようなことを検討していますか。

【公社】市から事業検討依頼のあった学校 LED 化 ESCO 事業について、公社が実施するにあたり、ESCO 事業として成立するかを検討しています。具体的には、各学校のすべての照明数を調査し、現時点での総電力・総電気料金を算出します。その後、LED 照明に変更後の総電力・総電気料金と比べ、電気料金の差額が LED 化を実施するのに必要な設計費・工事費・事務費等の合計より大きければ事業が成立します。それらを包括的エネルギー管理計画書という形でまとめ、市に提出することになります。

【委員】工事費用の回収の試算はどのように行ったのでしょうか。実際に回収できるのでしょうか。

【公社】事業推進に当たり市と ESCO 契約を締結しています。公社が保証している 1 年間の電気料金の削減額以上に電気料金が削減されれば、市は ESCO サービス料（契約金額）の 15 分の 1 を毎年度支払う契約になっています。LED 化後の電力量・電気料金は当初計画で定めたカタログ上の数値で計算されることになるため、削減保証した電気料金が確実に削減されることとなります。よって公社が ESCO サービス料を回収し損なうことはありません。

【委員】当初計画で定めたカタログ上の数値で計算されることにより、実際の電力量・電気料金の変動の影響を受けないとしても、実際の電気料金が十分に削減されないということはないのでしょうか。

【公社】LED 照明器具なので、使用する電力量はその点灯時間によります。今回の ESCO 事業実施にあたっては、横浜市から与えられた学校での点灯時間の想定を

条件として検討しました。LED 照明に変更することによる消費電力量の削減効果は大きいので、通常の使い方をして分には十分に電気料金が削減されると考えています。

【委員】 契約期間が 15 年と長いので心配しています。

【公社】 契約期間が長いので、その分横浜市としては毎年の返金額を抑えられます。LED の耐用年数も考慮した契約期間となっています。

(イ) 鶴見区総合庁舎外壁及び防水改修その他工事

【委員】 インセンティブ発注とする基準は何でしょうか。工事の品質向上、事業者の意欲向上が理由に挙げられていますが、契約金額が高いことや工事の難易等が考慮されるのでしょうか。

【公社】 インセンティブ発注の案件選定に基準はありません。発注の目安として、発注方針に定める目標である 15%程度を目安に、同種の工事において発注時期、件数の多寡を考慮しながら、格付等級 A・B・C のランクごとに選定しています。

【委員】 選定に際して、優良工事施工者表彰受賞者と横浜型地域貢献企業に差はあるのでしょうか。

【公社】 すべてのインセンティブ発注案件について、公社が表彰する優良工事施工者表彰受賞者と、横浜市及び(公財)横浜企業経営支援財団が認定する横浜型地域貢献企業の、両方が入札に参加できるようになっています。ただし、横浜型地域貢献企業については、案件ごとに定める所在区の指定を満たす事業者だけが入札に参加できるという点で差があります。

【委員】 落札候補者はどこですか。

【公社】 株式会社安藤建設です。

【委員】 今回の事業者は優良工事施工者表彰受賞者と横浜型地域貢献企業のどちらだったのでしょうか。

【公社】 横浜型地域貢献企業です。

【委員】 横浜型地域貢献企業ということは、施工技術の高低は関係ないということでしょうか。

【公社】 横浜型地域貢献企業については施工技術の高低とは関係がありません。インセンティブ発注については、優良工事施工者表彰受賞者のみを対象とすると談合にもつながりかねないため、横浜型地域貢献企業も対象としているという側面もあります。

【委員】 選定者が 33 者で入札参加者がその半分以下ということは、インセンティブ発注方式の優遇措置が効果的では無いということですか。

【公社】 単純に入札参加者の数で優遇措置が効果的ではなかったかどうかは、判断できないと考えています。まずは、インセンティブにより入札参加の機会が増えたことは、優遇措置として効果があると考えています。今回選定者を 33 者としたことで、入札参加の競争率を下げることに繋がれば、入札に参加したかった者にとっては、優遇措置として効果的であったのではないかと思います。

【委員】 インセンティブ発注に対して工事業者等はどのように受け止めていますか。優良工事施工者表彰受賞や横浜型地域貢献企業の認定を目指す動機付けに

なっていますか。

【公社】横浜型地域貢献企業は、インセンティブ発注において優良工事施工者表彰受賞者とほぼ同等の権利を得られることから、横浜型地域貢献企業を目指す動機付けになっていると思われます。一方で優良工事施工者表彰は、企業として目指しているところであるとは思いますが、インセンティブ発注への参加を目的にしているというより、結果的にインセンティブ発注への参加が認められるという位置づけなのではないかと思われます。

【委員】インセンティブ発注のメリットとデメリットは何でしょうか。

【公社】インセンティブ発注のメリットは、優良事業者の発注機会が増えることによる事業者の意欲向上に加え、優良施工者等の工事であるが故の施工品質の向上につながると考えます。当該措置により入札参加者が絞られうることには、競争性という意味ではデメリットであるかもしれませんが、入札参加者にとっては競争率が下がることでメリットとなると考えられます。

(ウ) 緑区総合庁舎吸収冷温水機等更新工事

【委員】中央集中熱源機器は、特殊性・専門性等はなく、一般的な機器なのでしょうか。

【公社】一般的な機器ですが、受注生産品です。

【委員】受注生産品ということですが、随意契約にする必要はなかったのでしょうか。

【公社】在庫として抱えるような機器ではなく、受注生産品となっているだけです。特殊性・専門性等の必要なものではないため、随意契約とする案件ではありません。

【委員】更新前と更新後では、どのような性能等の違いがありますか。

【公社】機器の能力や容量に違いはありませんが、既存機器に比べ高効率機器を採用し、省エネルギー化を図っています。

【委員】最低制限価格未満の応札者が10者中8者ということですが、機器の更新費は違いが少ないと思われるので、付随する改修工事費によって、予定価格が高すぎたという感触はありませんか。

【公社】付随する改修工事費は特殊な工事ではなく、横浜市の積算基準に沿って設計しており、適正と考えています。予定価格が事後公表の案件でしたが、ある程度の工事価格は想定できていたと思われます。落札したいために最低制限価格近くを狙ってきたものと思われます。

【委員】更新される熱源機器は定められたもの（選択の余地がないもの）なのでしょうか。

【公社】設計図書で規定した仕様（性能・能力等）を満足すれば、請負人は機器のメーカー等を自由に選択することができます。

【委員】最も低い金額の入札額は、予定価格をどの程度下回っていましたか。

【公社】予定価格が171,600,000円、最低入札金額が130,870,000円（予定価格の約76%）でした。最低制限価格162,708,400円と比較すると約20%低い価格でした。一方で、最低制限価格以下で失格となった8者すべてで平均すると最低制限価格との差は約7%程度でした。

(イ) 西土木事務所ほか43施設建築設備定期点検等調査業務委託

【委員】552施設を細分化して入札で発注し、委託18件となった理由は何でしょうか。

【公社】受託する業者にとって、履行期間を通じて、点検調査を行う妥当な件数として、分割して発注しました。

【委員】再入札時に2施設を調査対象から外した理由は何でしょうか。

【公社】入札参加者には、落札決定保留時に予定価格が知らされます。同件名・同価格での再発注は当初の入札参加者のみに有利となるため、一部設計内容を見直しました。なお減じた2施設については、職員自らが実施する直営点検としました。

【委員】応札5者のうち4者が予定価格を上回ったということは、1者のみ残り、その1者を落札候補者にしたということですか。

【公社】お見込みのとおりです。予定価格以下かつ最低制限価格以上の価格での応札者が1者しかいなかったため、その1者を落札候補者としました。

【委員】入札時に参加資格の確認はどのようにしていますか。

【公社】電子入札システムの利用登録がされている事業者であれば誰でも入札できるようになっており、入札時点では参加資格の確認を実施していません。調達公告の規定により、開札後に「落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認する」こととなっています。

【委員】今回は見落とししたのでしょうか。それとも工事業者の方で誤解があったのでしょうか。

【公社】事業者の誤解により、入札参加資格がないにもかかわらず入札に参加された状況です。公社としては調達公告において適切に入札参加条件を明示しています。開札後に調達公告の規定に従って適切に入札参加資格の確認をした結果、落札候補者の入札が無効となりました。調達公告の規定上、また電子入札システム上、落札候補者の決定後に再度入札はできないため、不調となりました。

【委員】このようなケースを避けるためにはどうしたらいいのか検討したのでしょうか。

【公社】落札候補者の決定前に入札参加資格の確認をし、再度入札を実施することが対策として考えられますが、工事入札案件についても同様の手順で資格審査をしているため、今後慎重に検討します。

(オ) その他

【委員】ランダムな係数を用いて最低制限価格を決定していると聞きましたが、この場合、多くの最低制限価格以下の失格者がでてしまう思わぬ事態が生じることがあるのではないかと思います。そのような経験はあるのでしょうか。

【公社】最低制限価格は、所定の方法で算出された「算定基礎額」に対し、100/100から100.50/100の範囲内で無作為に抽出して得た「ランダム係数」を乗じて算出します。ご指摘のとおり時には思わぬ多くの最低制限価格以下の失格者が出ることがありますが、落札候補者が1者は残るようなランダム係数となるよう、システムにより制御しているため、運用上大きな問題は生じ

ていません。

【委員】地方公共団体によっては、例えばすべての応札者の入札金額がもともと設定していた最低制限価格より低かった場合に、最低制限価格を変動させるような仕組みを取り入れているところがありますが、そのような仕組みにはなっていないのでしょうか。

【公社】最低制限価格を算定基礎額より低く変更すると工事の質が保たれない恐れがあるため、そのような仕組みにはなっていません。

イ 随意契約に係る抽出案件3件

公社より、随意契約に係る抽出案件3件に関する質問の回答説明があり、すべて了承されました。

(7) 名瀬中学校シャッター改修工事

【委員】下部式と上部式ではどのような違いがあるのでしょうか。上部式の方が安くなるのでしょうか。

【公社】下部式とはシャッター脇壁の床から1 mくらいの位置にハンドルがあり、ハンドルを回してワイヤーを巻き取り、シャッターを上げるタイプです。上部式とはシャッターボックス内のシャッターを巻き取る軸付近のチェーンを操作し、シャッターを上げるタイプです。下部式は現在生産されていないため、金額の比較はできません。

【委員】前払金の支払基準はどうなっていますか。

【公社】公社が発注する工事はすべて前払金を請求できることとしています。工事請負契約約款第35条に基づき、保証事業会社の発行する保証証書の提出を条件に、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払をしています。

【委員】前払金はどのくらいの事業者が利用していますか。

【公社】一般競争入札の案件では7～8割程度の事業者が利用しています。本案件については前払金の利用はありませんでした。

【委員】シャッターの手動開閉機を下部式から上部式へ変更するという工事の内容はどのようなもののでしょうか。また積算の根拠はどのようなもののでしょうか。

【公社】コンクリート壁に埋め込まれている下部式の開閉装置をプレートで塞ぎ、上部にあるシャッター軸を交換し、開閉機を設置する工事です。

契約金額951.5万円の内訳については、本工事では開閉機すべてを撤去・新設するフル更新が2台あり、約270万円×2台＝約540万円、下部式から上部式への改修が5台あり、約82万円×5台＝約410万円となっています。

【委員】今回、学校の工事を平準化工事とすることにより、春休みの期間も利用できるようにしたということでしょうか。

【公社】ご認識のとおりです。横浜市から平準化工事として発注したい旨の申し出があり、平準化工事として発注しました。春休み期間に工事を実施できるため、夏休み期間に集中していた工事を分散化させることにつながっています。

【委員】平準化工事は一般競争入札でも扱うことは可能ですか。

【公社】平準化工事は一般競争入札でも実施しています。令和5年度の一般競争入札

案件のうち8件を平準化工事として発注しています。

【委員】学校工事では、工事期間が限られる等の理由で、入札していたのでは間に合わないため随意契約とすることが多く見受けられます。一般競争入札をするには、どのような条件が考えられますか。

【公社】①緊急工事としないため市から余裕を持って依頼を受ける、②教育委員会と学校において工事時期・改修箇所について綿密に打合せを実施し、設計・工事の手戻りが無いように調整してもらうなどが考えられます。ただし、学校と教育委員会で、事前に製品の納入時期など綿密な調整を行うことは現実的ではなく、また春休みという決められた期間で施工業者がシャッター製作業者や専門業者を手配しつつ学校との調整を行うことも難しいため、機動力のある事業協同組合に設計段階から発注する方式をとっています。

(イ) 横浜赤レンガ倉庫1号館ホール音響設備一部更新工事

【委員】スピーカーの全部ではなく、一部を更新した理由は何でしょうか。

【公社】令和3年度に保全公社で実施した音響機器更新工事で交換されなかった移動型スピーカー等の更新が目的のため、一部の更新となりました。

【委員】契約先の専門的知識・独自技術は何でしょうか。他社にはないのでしょうか。

【公社】契約先は、劇場・ホール・スポーツ施設など多様な会場で使用される音響設備を専門に手掛けており、デジタル音響回線を用いたネットワーク制御に関して独自の技術を有しています。他社にも同じような技術はありますが、既設の音響設備システムがヤマハ製であり、互換性のある機器を使用する必要があることから、随意契約としました。

【委員】音響設備は建物と一体化して考えられた結果のものであり、始めに設計された設備を継承して更新も考えなければならぬため、当初の制作事業者を随意契約の相手とすることに異論はありません。しかしながら、施設利用の中身は20年の間に変化し、それに対応した設備全体も変化を要求されるものだと考えます。予算も膨大なものになるかも知れませんが、公社においてそのような検討はなされたのでしょうか。

【公社】設備全体の改修計画の検討は横浜市で行っています。事業範囲を超えることになるため、公社では検討していません。

【委員】一部更新を繰り返すと今後も同社との随意契約が繰り返されることとなりかねず、懸念があります。どこかで全部更新を検討できないのでしょうか。

【公社】公社としては大規模修繕の検討を行う立場ではありません。

【委員】工事代金は誰がどのようにして算定したのでしょうか。

【公社】横浜市の積算基準等を基に保全公社の担当者が設計書案を作成しています。設計書案作成に際してはメーカーより参考見積書を徴収し、内容の精査や単価の入替えを行いました。また、過去の類似案件とも比較検討を行いました。その後設計金額（工事価格）を基に予定価格調書を作成のうえ、見積徴収を行い、工事代金を確定しました。

【委員】当初の制作事業者と随意契約するのだとしても、参考見積をもらう際に契約金額が妥当かどうかを確認するための工夫をし、適切な金額で随意契約を行っていることを説明できなければいけません。

(ウ) 新治小学校給食室改修その他工事(機械) (その2)

【委員】 建築工事・電気工事の発注手続が先に完了し、機械工事の発注手続が遅れた理由は何でしょうか。

【公社】 社内での設計図書の取りまとめに時間がかかったため、1週間遅れになりました。

【委員】 名簿に登載される業者のうち、選定された万里設備株式会社は名簿の何番目だったのでしょうか。

【公社】 名簿順位は5番目でした。契約者の打診は、11番目でした。前回の入札不調時に5番目の業者と随意契約したため、本工事の入札不調時随意契約発注先の選定順位は6番目の業者からであり、名簿の順に連絡したところ、受けてもらえず、結果的には一巡し、11番目(名簿5番目)の業者となりました。

【委員】 2回の入札が不調となったとのことですが、予定価格が各応札業者の考えと大きく違っていた理由は何が考えられますか。

【公社】 本工事は、給食室以外に普通教室・理科教室等の改修も含まれており、難易度の高い工事だったため、予定価格を算出するなかで応札者が価格を高めに設定したのではないかと推測します。

【委員】 「令和6年度入札不調時随意契約発注先選定名簿」はどのような基準で作成されるのでしょうか。

【公社】 「令和6年度入札不調時随意契約発注先選定名簿」には、公社の直近2か年の優良工事施工者表彰受賞者が、工種別に、評点順に順位付けされ、登載されています。具体的には、直近2か年のうち最高評点の高いものから順に登載し、同点の場合は2か年受賞している者を優先しています。それでも優劣がつかない場合は直近年度の表彰順位が高い者から順に登載しています。

ウ 業務委託に係る抽出案件1件

公社より、業務委託に係る抽出案件1件に関する質問の回答説明があり、すべて了承されました。

(ア) 荏田南中学校トイレバリアフリー化改修(建築)に伴う実施設計業務委託

【委員】 公共施設の工事設計の特性は何でしょうか。

【公社】 民間の施設と比べて幅広い市民が利用するため、耐震性や防災対策、バリアフリー設計などが重視されます。

【委員】 民間施設より設計料は高くなりますか。

【公社】 設計料を算出するための業務報酬基準自体は、建築士法で基準を定めることができるとして、国土交通省告示で示されていますが、基本的には新築工事を対象としているため、改修工事に関する具体的な業務報酬基準が示されているわけではありません。公社の設計業務委託料は、国土交通省が定める「官庁施設の設計業務等積算基準」に基づき算定しています。設計料は人件費を基本として算出されるため、官公庁でも民間でも基本的には算定上の差はあまりないと思われませんが、民間の設計料の算出根拠を把握しているわけではなく、民間では諸事情の中で算出されることもあるので、明確に答えることは難しいです。

【委員】新築工事と異なり、改修工事には相応の建築知識が必要となることは理解できますが、今回の事例について、随意契約としなければならなかった特別な理由は何でしょうか。

【公社】随意契約の理由は次の2点です。

①中学校施設であることから、生徒・職員等の安全面に配慮し、工程等を十分に把握したうえで、施設側の実情に即した設計が求められます。

②公共施設の工事の設計については、施設の特性に応じて、調査・打ち合わせを重ねて工事内容を決めることとなるため、工事に関する専門的知識や経験・技術力などが必要になります。

工事に関する専門的知識、経験、技術力などが求められる設計については、横浜市建築設計協同組合との随意契約により、業務委託を行っています。

【委員】業務概要からは女子更衣室が無くなるように読み取れますが間違いはないですか。

【公社】間違いありません。もともと女子更衣室として使用されておらず、物置となっていました。

【委員】段差解消の方法はどのようにしましたか。

【公社】廊下から60mm下がったトイレの段差を解消するため、コンクリートを打設して床のレベルを合わせています。

【委員】バリアフリーに関する工事は増えると思われませんが、横浜市建築設計協同組合以外の業務委託先はありますか。

【公社】車椅子対応の児童が入学し、移動経路に段差がある場合のみの依頼です。これまでも年に1～2件程度の依頼のため、大きく増えることは無いと思われませんが、増えた場合には、公社内部での設計やプロポーザル方式による設計委託を行うことで対応していきます。

【委員】横浜市建築設計協同組合との随意契約で実施すると、組合に加入していない事業者は仕事ができないことになるのですか。

【公社】設計業務委託について、一般競争入札により発注しているものもありますが、十分な応札者数がなく不調が生じるなど、円滑な業務遂行につながっていないのが現状です。

【委員】一般競争入札での発注の仕方を見直すなどの工夫が必要です。また、バリアフリー化の設計業務に限らず、世の中の流れによって設計業務が大きく増えることもあります。そのような場合に備える意味でも、発注方法を考えていく必要があります。

2 報告事項

(1) 工事請負に関する契約不適合者の認定の状況等

【公社】令和6年2月から令和6年8月までにおける工事請負に関する契約不適合者の認定案件は3件でした。

【委員】未施工部分はどのように処理したのでしょうか。

【公社】請負人により補修され、施工完了しています。

【委員】工事は問題なくなりましたが、公社との連絡調整がきちんとされていなかったということで契約不適合者として認定されるということでしょう

か。

【公社】ご認識のとおりです。着工会議をしたうえで施工するものですが、当然着工した後、想定外の状況も起こりうるため、そのような場合には現場代理人が監督員と相談して対処すべきですが、その当然のことがなされなかったということです。

【委員】未施工部分があったものについて、1か月の不適格認定期間というのは妥当なものなのでしょうか。

【公社】今回の未施工部分の程度は小さいものでした。横浜市含め、他自治体においてこれより厳しい指名停止期間はあまり聞きません。

(2) その他

【公社】入札及び契約手続の運用状況などについて、令和5年度の入札及び随意契約の件数・金額は入札466件・約143億円、随意契約326件・約53億円、令和6年4月から8月末までの入札及び随意契約の件数・金額は入札307件・約126億円、随意契約226件・約35億円でした。

【公社】工事の安全性、適正な施工の確保等の取組みについては、工事の現場代理人を対象として、令和6年4月から8月末までに16回（月3回程度）、工事事故防止事前学習会を開催し、213名が参加しました。この内76名がリモートによる受講でした。

【公社】談合情報、苦情、再苦情等、IT化推進等については該当がありませんでした。

【委員】随意契約の割合について、目標はあるのでしょうか。また随意契約の割合は減ってきているのでしょうか。

【公社】随意契約の割合について、目標はありません。近年は随意契約の割合にあまり変動はありません。

【委員】組合との随意契約はその他の個別の随意契約案件とは異なると思っています。次回は個別の随意契約案件の件数等についても報告してください。

【まとめ】

抽出した案件（8件）等について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われていたと評価をいただきました。